

令和6年3月19日（火）

都市経営戦略会議資料

一般廃棄物処理の 直接搬入制度の見直しについて

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課
施設部 環境施設管理課

目 次

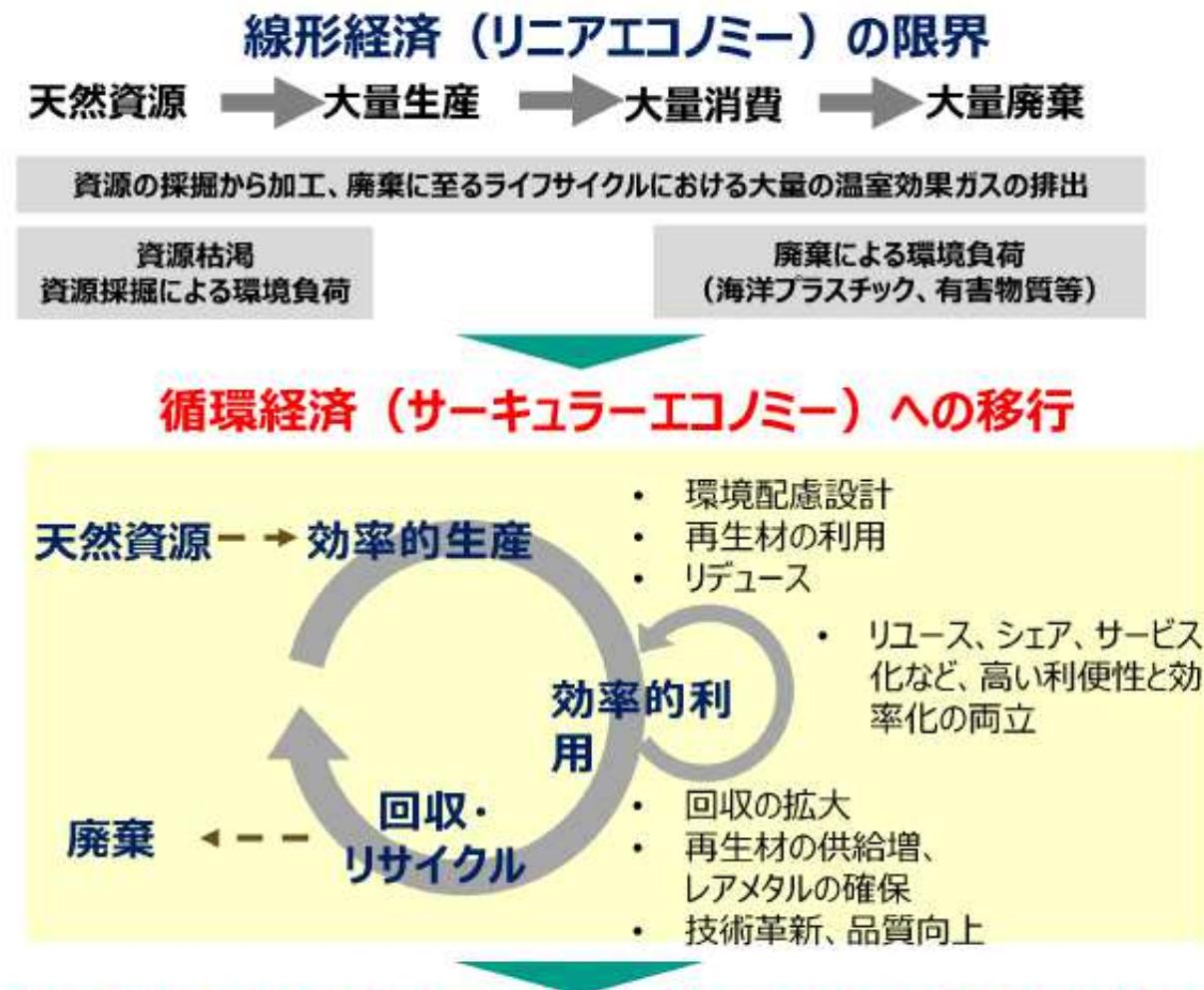
- 1 審議事項
- 2 経緯
- 3 本市の現状と課題
- 4 課題解決の方向性（提案）
- 5 条例改正案
- 6 制度改正による効果
- 7 市民周知方法及び手段
- 8 今後のスケジュール

ごみ直接搬入制度の見直しを
してよろしいか。

2 経緯

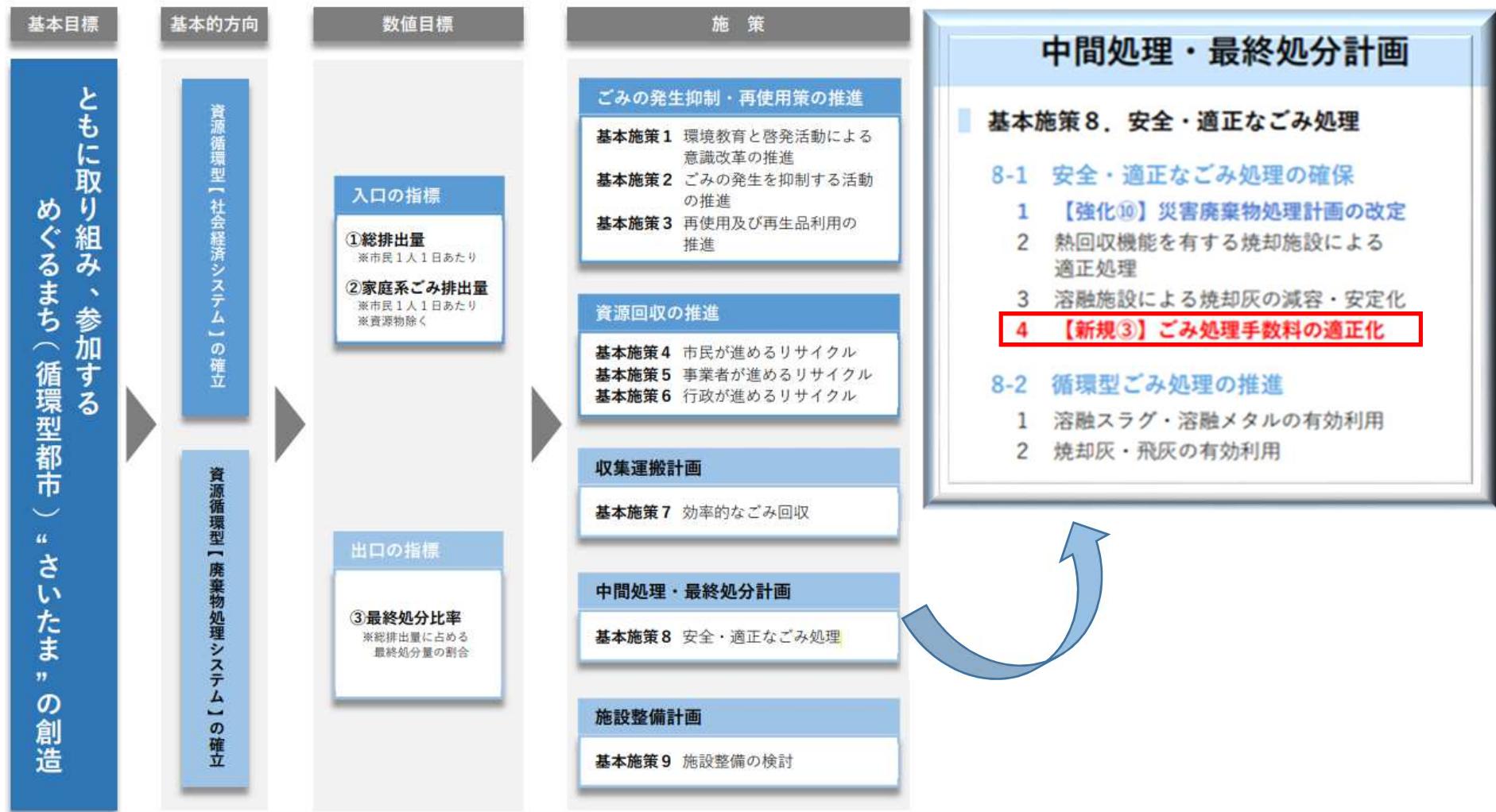
(1) 国の動向

～第五次循環型社会形成推進基本計画（案）策定～



2 経緯

(2) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）における今回の改正の位置付け



3 本市の現状と課題

(1) 本市の家庭ごみの排出方法

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 (平成13年さいたま市条例第195号)

(家庭系廃棄物の排出方法)

第26条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を分別し、所定の場所に適正に排出しなければならない。

収集所へ適正にお出しいただく場合は無料

ごみ収集所に出すごみ

資源物1類、資源物2類、有害危険ごみ、もえないごみ、もえるごみ

市環境センターに持ち込み可能なごみ

特定処理困難物→品目ごとに処理費用を設定

粗大ごみ(90センチ以上2メートル未満)

臨時廃棄物

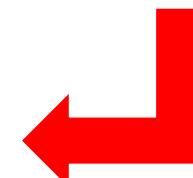
100kg未満無料

100kgを超えた場合は
10kgにつき20円(税抜)

旧市の制度のまま改定されていない

100kg未満無料→旧浦和市 (昭和59年4月制定)

10kgにつき20円→旧大宮市 (昭和55年4月制定)



3 本市の現状と課題

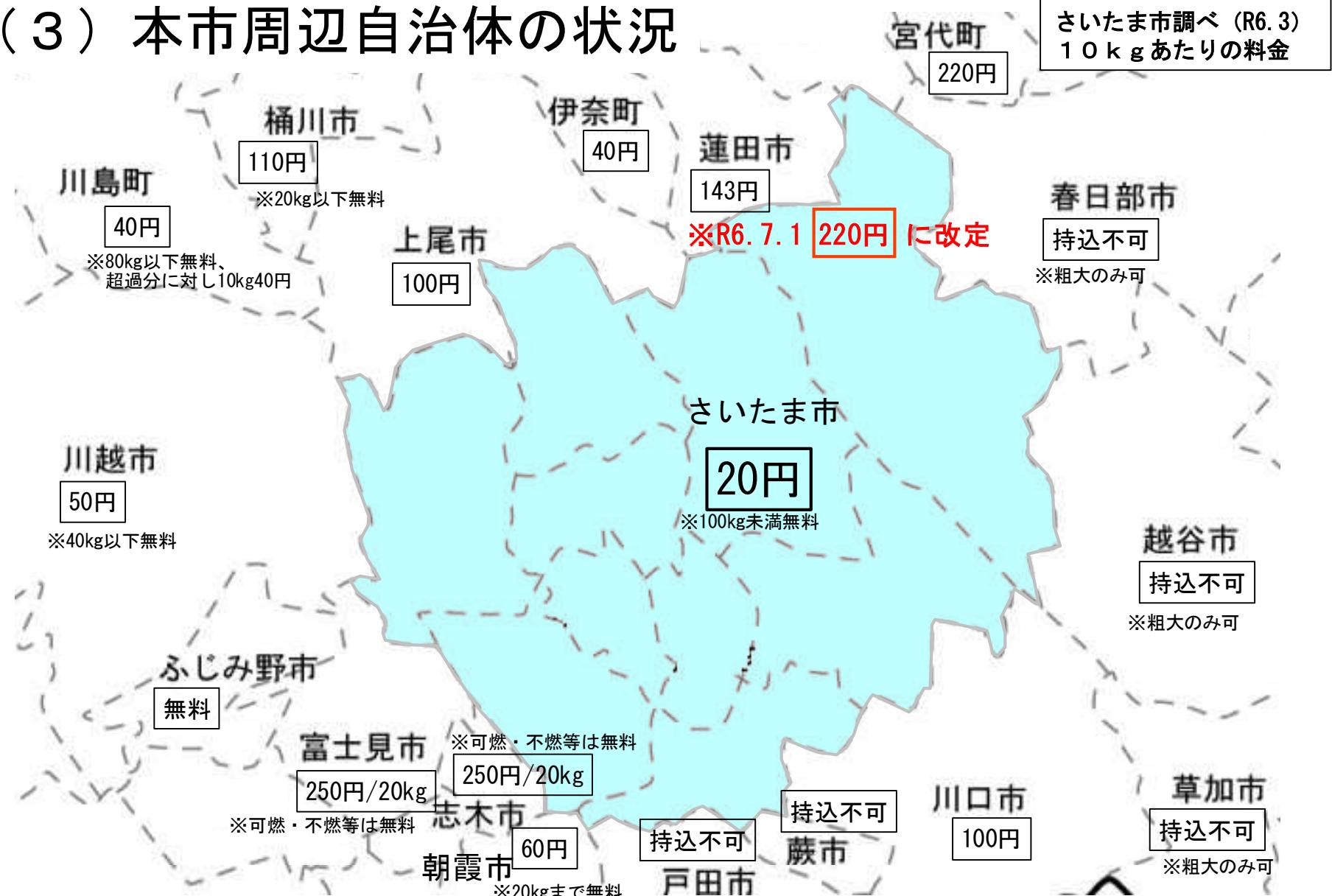
(2) 他政令指定都市等の状況

人口密度 順位	指定都市 (人口密度)	処理手数料(円)		処理原価算出 方法
		家庭系	事業系	
1	大阪市	90円/10kg		市町村独自方法
2	川崎市	持込不可	150円/10kg	市町村独自方法
3	横浜市	130円/10kg		全都清手引き
4	名古屋市	200円/10kg		市町村独自方法
5	さいたま市	100kg未満無料 20円/10kg	170円/10kg (R6.3まで) 240円/10kg (R6.4から)	環境省会計基準
6	堺市	破碎機使用100kgまで1,700円 100kg超170円/10kg その他100kgまで1,100円 100kg超110円/10kg		市町村独自方法
7	福岡市	140円/10kg		市町村独自方法
8	千葉市	270円/10kg		環境省会計基準
9	神戸市	可燃 80円/10kg 木質系 140円/10kg 缶・びん・PET 40円/10kg	可燃 80円/10kg 粗大(不燃) 140円/10kg 資源 40円/10kg	市町村独自方法
10	相模原市	240円/10kg		全都清手引き
-	東京二十三区 清掃一部事務組合	持込不可	175円/10kg	-

※色付きセルは、関東圏内の政令指定都市

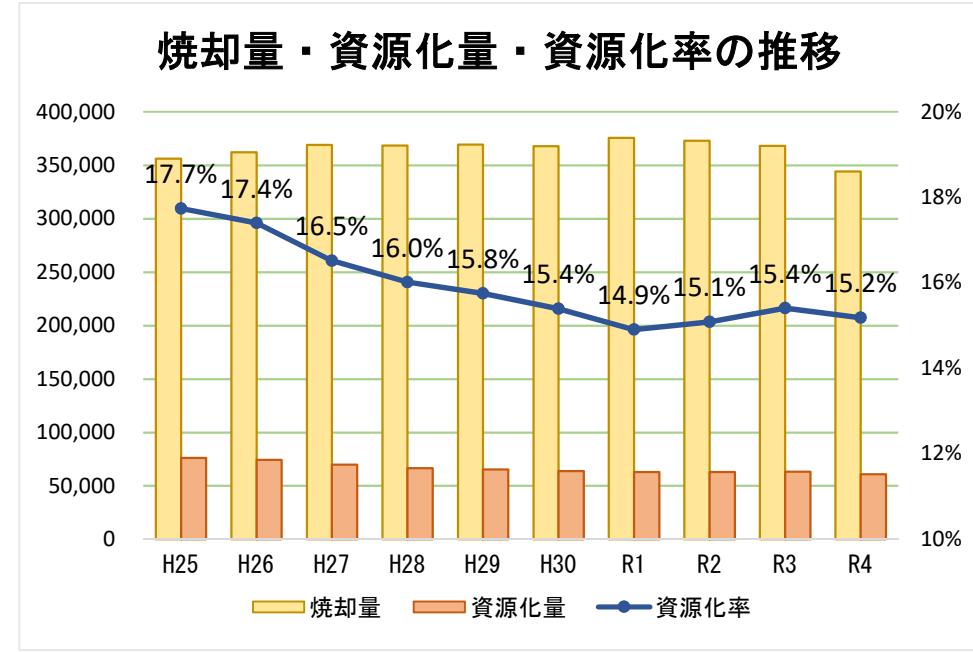
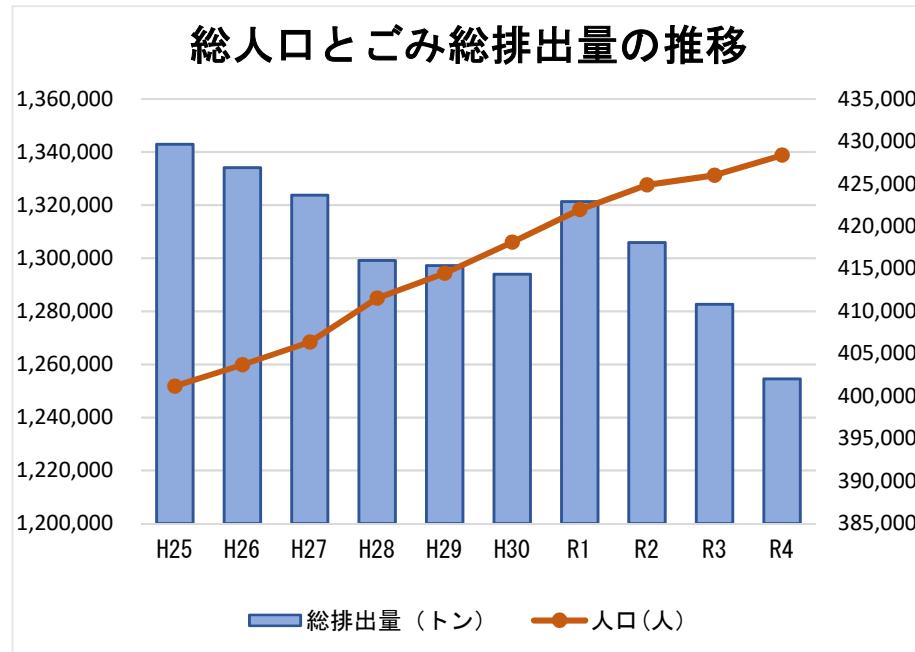
3 本市の現状と課題

(3) 本市周辺自治体の状況



3 本市の現状と課題

(4) さいたま市の3R推進状況



	総人口	ごみ総排出量
令和25年度	1,251,799人	429,677トン
令和4年度	1,338,810人	402,046トン

	焼却量	資源化量	資源化率
令和25年度	356,148トン	76,221トン	17.7%
令和4年度	344,356トン	61,042トン	15.2%

ごみの減量は進んでいるものの、資源化率は低下傾向。
分別不要で大量排出が可能な直接搬入制度にも一因があると考えられる。 9

87,011人
27,631トン
11,792トン
15,179トン
2.5%

4 課題解決の方向性（審議会答申）

さいたま市廃棄物減量等推進審議会での審議

諮詢事項

令和5年度第1回審議会
(令和5年5月22日開催)

(要旨)

家庭系ごみの直接搬入のあり方について

- 家庭系ごみは、所定の場所に適正に排出する。直接環境センターに搬入することは臨時的なものである。
- 直接搬入件数の増加に伴い、周辺道路の渋滞など近隣住民に影響が出ているほか、処理手数料が近隣自治体より比較的安価なため、資源化分別が不十分のまま焼却されたり、事業者が家庭系ごみと偽って持ち込んだりする事例がある。

- ごみ減量と行政サービスの公平性確保のため、受入基準や処理手数料の見直しなど、家庭系ごみの直接搬入のあり方について、さいたま市廃棄物減量等推進審議会に諮詢する。

答申事項

令和5年度第3回審議会
(令和5年11月14日開催)

(要旨)

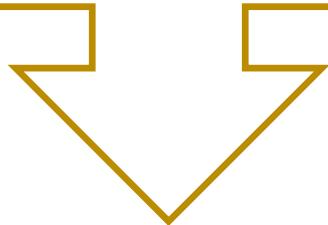
- 家庭系ごみを直接搬入する場合は、相応の手数料を徴収することが望ましい
- 家庭系ごみの直接搬入時の手数料体系を見直すよう答申

(附帯意見)

- 市条例に基づき、市民に適正な分別と排出を浸透させる。
- 特例的な直接搬入に対しては、相応の費用負担を求めるべき。
- 家庭系ごみの直接搬入については現行の100キログラムまで無料とする料金体系を撤廃。
- 手数料価格についてはごみ処理経費に基づき設定することが望ましい。

4 課題解決の方向性（提案）

一般廃棄物処理基本計画における基本的方向性である「資源循環型廃棄物処理システムの確立」に向けて、本市のごみ量の推移や周辺自治体等との均衡を踏まえた家庭ごみ直接搬入における課題への速やかな対応が必要不可欠



さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例を改正し、直接搬入制度及びごみ処理手数料の見直しを実施する。
ただし、手数料の引き上げ幅を考慮し段階的に改正する。

5 条例改正案

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）

(一般廃棄物処理の手数料)

第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第1に掲げる区分に応じ算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

別表第1(第29条関係)

種別	区分	基準	金額		備考
			市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
その他一般廃棄物	普通世帯から排出するもの(搬入量1回に <u>100kg以上</u> から)	最初の10Kgから10kgにつき			20円
	事業活動に伴って生ずるもの	10kgにつき			240円

別表第1(第29条関係) 改正案

種別	区分	基準	金額		備考
			市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
その他一般廃棄物	普通世帯から排出するもの(搬入量1回に10kg超から)	最初の10Kgから10kgにつき		240円	臨時処理に限る。
	事業活動に伴って生ずるもの	10kgにつき		240円	

5 条例改正案

○手数料額の設定根拠

- ・一般廃棄物会計基準に基づき算出した、収集運搬コストを除いた家庭系ごみ処理原価は10kgにつき200円から300円であること
- ・本市の料金が安価であるため、他市からのごみ流入防止の観点から、近隣自治体と均衡を図る必要があること
- ・家庭系ごみ処理手数料が事業系ごみ処理手数料と比較して安価であることに起因する「事業系ごみ混入」防止のため、事業系ごみ処理手数料と同額にする必要があること
- ・家庭系ごみと同様の処理原価である事業系ごみ処理手数料が10kgにつき240円※であること（※令和6年4月1日施行） 等

上記を踏まえ、 10kgにつき240円 と設定

なお、直接持込み制度については、市民サービス維持の観点や周辺自治体の実施状況等を踏まえ維持するものとし、持込不可とはしない

6 制度改正による効果

(1) 焼却ごみの減量・適正化

◇先行自治体の事例

家庭系自己搬入手数料を令和5年4月1日から10kgにつき100円（税込）に改定。令和6年1月現在、家庭系自己搬入量が前年比**55.1%**減少。

◇さいたま市の推計（先行自治体の減少率55.1%を本市の自己搬入量に適用）

家庭系自己搬入手数料を令和7年4月1日から10kgにつき240円（税抜）に改定した場合

令和4年度家庭系自己搬入量	9,539.6 t
令和7年度推定削減量	5,256.3 t
令和7年度推定自己搬入量	4,283.3 t
令和7年度推定総排出量（計画値）	417,247.0 t
令和7年度推定総排出量（施策後）	411,990.7 t
減少率	1.26 %

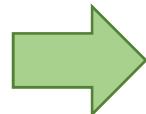
5,256.3t
削減 (推定値)

6 制度改正による効果

(1) 焼却ごみの減量・適正化

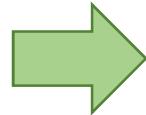
●ごみの出し方の適正化

本来、家庭ごみは分別して所定の場所（収集所）へ排出するもの
持ち込まれる分別不十分なごみが減少し、分別して収集所へ出されるごみが
増える



分別意識が高まり、焼却ごみの減量及び資源化率の
向上につながる

●不適正なごみを持ち込ませない



制度を悪用した産業廃棄物
の不適切排出や市外からの
ごみの持ち込みを防止



その他

- ・環境センター周辺の渋滞等交通状況の緩和
- ・市民とのトラブルの軽減 etc

6 制度改正による効果

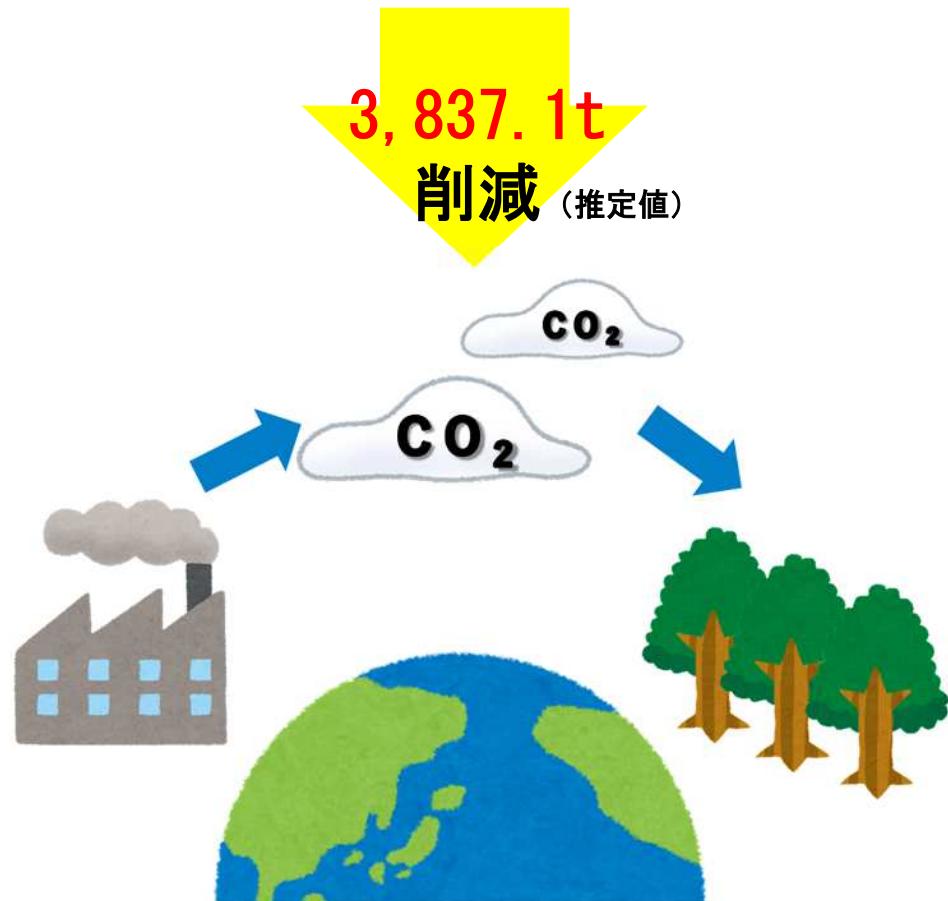
(2) CO₂削減効果

環境省資料より、日本のごみ1tあたりのCO₂排出量は約0.73t※よって、もえるごみ削減見込量5,256.3tによるCO₂の推定削減量は3,837.1tとなる。

※ごみ処理に係るCO₂排出量
原単位の計算方法

$$\text{ごみ1tあたりのCO}_2\text{排出量} = \frac{\text{廃棄物(焼却等)CO}_2\text{排出量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100\%$$

令和3年度(参考資料参照)
ごみ総排出量 4,095万トン
廃棄物(焼却等)CO₂排出量 290万トン



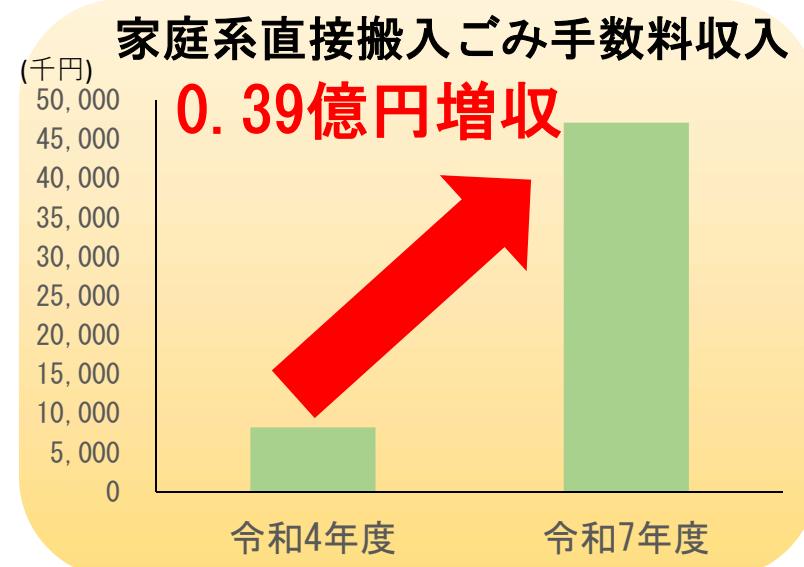
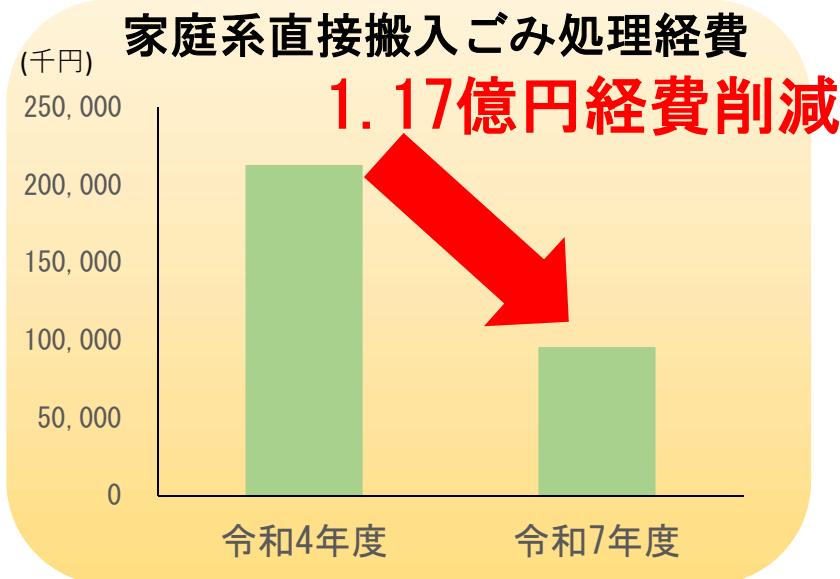
6 制度改正による効果

(3) 副次的効果（財政効果）

条例改正した場合の家庭系直接搬入量の推定

令和4年度実績 9,539.6トン→令和7年度推定 4,283.3トン※

※令和5年度家庭系直接搬入手数料を改定した先行自治体の削減率（55.1%）から推定



約 1.6 億円の財政効果

7 市民周知方法及び手段

導入に向けた周知・啓発方法

方 法	概 要	実施時期
ごみ分別 アプリ	「お知らせ」機能による プッシュ通知	令和6年9月 令和6年12月（再掲）
関係団体等 への説明	各区自治会連合会に出席し、 直接説明	令和6年7月～
市報さいたま	クローズアップへの掲載	令和6年11月
チラシ配布	区役所等公共施設への配架 環境センターでの配布	令和6年9月 令和6年12月～
区役所催事 情報システム	区民課前などの待合スペース周辺 に設置されたモニターでの広告	令和6年9月～
ごみの出し方 マニュアル	全戸配布、市内転入者への配布、 区役所等公共施設への配架	令和7年3月末

令和7年1月1日施行（予定）

8 今後のスケジュール

